

**【質問項目】**

1. 県産品輸出の際の関税について

**【質問本文】**

1. 県産品輸出の際の関税について

**■質問（しもづる）**

私からは、まず、牛肉の輸出に係る関税等の比較についてお伺いをしたいと思います。

皆様御承知のとおり、海外いろいろなところに行って、スーパーとかで和牛の輸出状況を見ますと、残念ながらオーストラリア産和牛が浸透しているという状況がございます。

その中で、前回のこの委員会でも、非関税障壁についてお伺いしたわけですが、一方で、関税がどうなっているのかということは整理しておかなきゃいけないのかなというふうに思います。

といいますのが、TPPがどうなるかわかりませんが、その一方で、東アジア地域のFTA、EPAに向けた取り組みが加速する中で、それぞれの国に対して、少なくともオーストラリア産和牛と同等もしくはそれ以上の条件を獲得していかなくちゃいけない、その中では、やはり本県としても国に対して要望を上げていかなくちゃいけないという状況があるかと思います。

その中でまずお伺いしたいのが、牛肉の関税について、特に日本とオーストラリアの比較を交えて、各国の状況をお示しく下さい。

**□答弁（畜産課長）**

関税の前にも、委員のほうからいろいろな非関税障壁のお話がありましたが、あわせてお答えさせていただきます。

東南アジアの主要都市、中国、台湾、香港、タイ、ベトナムにおきまして、その中でも中国、台湾につきましては、平成十三年度に我が国で発生しましたBSEを理由に、日本からの牛肉の輸入が停止されているところでございまして、現在、国においては、輸出規制の解除に向けた二国間協議を行っているところと聞いております。

また、香港、タイ、ベトナムにつきましては、日本からの牛肉輸出が可能となっております、そのうち香港につきましては、日本に限らず、他の国についても関税は無税というふうになっております。

一方、タイにつきましては、オーストラリア産の牛肉の関税は、FTAに基づき、現在、一三・三%の関税が課されおるところでございますが、日本産牛肉の関税は、日本・タイEPA協定に基づきまして、平成二十六年からは無税となっているところでございまして、日本は、オーストラリアより有利な輸出環境となっているところでございます。

また、タイにおける輸出規制につきましては、これまで、BSEの発生に係ります衛生基準規制として、生後三十カ月齢未満の出荷月齢制限が課されておりましたが、本年秋より、この規制が全て解除さ

れたところで、全ての牛が出荷できるというような状況になってございます。

また一方、ベトナムにつきましては、日本・ASEAN包括的経済連携協定に基づき、現在の牛肉関税は九%となっており、一方、オーストラリア産の牛肉の関税は、ASEAN—オーストラリア・ニュージーランド自由貿易協定に基づき、五%となっておるようございまして、日本は、関税で四ポイントほど不利な状況となっているところでございます。

また、牛肉につきましては、タイ・ベトナムにおける放射能等の障壁というものはないところでございます。

## ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

今お示しいただきましたけれども、香港やタイにおきましては、日本の外交当局も、同等ないし有利な条件を獲得していただいているということがわかりましたので、これらの市場においては、ほかのところの要素が出てくるのかなというふうに思います。

一方で、今後、有望な市場となり得るベトナムのほうでは、残念ながら四%ほど不利という状況が示されましたので、それぞれの国のステージに対応して、関税というところを見ながら、今後の輸出促進策を打っていただきたいなというふうに思います。

続いて、焼酎の輸出拡大に向けた取り組みについてお伺いをしたいと思っております。

タイやベトナムで、現地のスーパーや日本食屋を見ても、残念ながら日本酒のほうが強いのかなという印象を受けました。今後、日本食を売り出していく中で、日本食と一緒に飲む焼酎というものもぜひ売り出していききたいなと思うところであります。

その中で、各国について、今度は焼酎と日本酒の酒税であったり関税であったり、そのあたりのところの比較をお示しく下さい。

## □答弁（かごしまPR課長）

焼酎を含みます酒類の輸出に際しましては、御指摘の関税のほか、あるいは酒税、あるいは付加価値税といったようなものがかかってまいります。それが出荷国の税制度に従って課税されることになっております。

単に関税だけを比較した場合ですと、例えばタイですと、今、焼酎には五・四五%の関税がかかると、ただし、清酒には関税はかかっていないという状況でございまして、これは先ほども出ました、日本とタイの間のFTAの関係で、二〇一七年度から関税が撤廃されるというような予定になってございます。あと、ベトナムにおきましては、いずれも一七・七%の関税がかかるということで同条件と。

また、ほかの国を参考までに申しますと、例えば中国におきましては、焼酎は一〇%ですけれども、清酒には四〇%の関税がかかるということで、逆になっております。それからあと、例えば韓国ですと、焼酎は三〇%で清酒が一五%といったような状況になっております。

ただ、焼酎に関しましては、今から説明します非関税障壁といえますか、それ以外の酒税とか物品税とかそちらのほうの要素がかなり強くなってございまして、それぞれの国で、例えばシンガポールなどはアルコール度数に応じて酒税がかかるということで、度数が高い焼酎のほうはかなり不利な状況にあるというようなことで、同じ度数換算でいうと、清酒が八四%に対して、焼酎が一四〇%の税がかかっ

てしまうというような条件の違いがございますし、韓国などは、同じように酒税が、清酒が三〇%であるのに対し焼酎が七二%かかるとか、あるいは韓国なんかはまたさらに教育税といったものがかかる、これは教育目的税だと思いますけれども、それなんかは清酒が一〇%であるのに対し、焼酎が三〇%といったようなかなり格差が出ております。

そういった中で、それらの税とか輸送コストなどが加算されて、焼酎はやはり日本で売られている二、三倍の価格になっている。四合瓶で三千円を超える価格で現地では販売されているといったような実態がございます。

## ■質問（しもづる）

ありがとうございます。

必ずしも国によって関税が不利とは限らないということがあった一方、最後のほうで、度数に応じた課税をされた場合に大分不利になるということもお示しいただきました。

そこで、例えば、特に輸出をやろうと思う酒造メーカー、酒蔵さんとも情報共有していただきたいんですけれども、今、最後に示していただいたのは、恐らく、度数が上がれば相当関税が不利になるということかと思えます。例えば県内のメーカーさんでも、薄めた水割りをしてある焼酎とかも出されているので、その辺が現地でどう受容されるかどうかはわかりませんが、そういうのを活用することで、日本酒と関税が同じような状況で戦えるというのもあろうかと思えますので、その辺、るる研究していただきたいなというふうに思います。以上です。